

これまでの議論を踏まえて今後検討すべき項目

1. 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策

(1) 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の実状

- 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合とは、以下が考えられるがどうか。
 - ①薬局・店舗等がない離島やへき地に居住する場合
 - ②薬局・店舗等が存在する都市部に居住しているが、身体等の事情により薬局・店舗等に行けない場合
 - ③薬局・店舗等では販売していない医薬品を購入する場合
- 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合、現在、インターネット等の郵便等販売によりどの程度購入しているのか。
- 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の実状を知るため、この検討会でヒアリングを求める意見があるが、どうか。
また、ヒアリングを行う場合、その対象はどうするか。

(2) 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策

- 対応方策として提案されている以下について、その実効性をどのように担保するのか。
 - ①家族、介護事業者等の支援による対面販売
 - ②配置販売
 - ③注文・取り寄せ販売
- 薬局・店舗等において対面での販売が行われた後、薬局・店舗等が購入者に医薬品を届けることについてどう考えるか。

- 常備薬などとして永年使用している医薬品の購入に当たり、毎回情報提供が必要か。
　その場合、購入しようとする医薬品が過去に購入したものであることをどのように確認したらよいか。
- 配置販売業による対応において、離島やへき地に対してどのくらいの頻度で対応することが可能か。
　また、相談応需はどのように行うのか。

(3) いわゆる伝統薬の販売方法

- いわゆる伝統薬については、製造販売業者が直接購入者と電話等により連絡を取る方法で販売されているとのことであるが、具体的にどのような方法が取られているか。
- 全国の薬局・店舗等が、自ら陳列又は購入者の希望・注文に応じて取り寄せる方法によって、購入が困難な状態が解消されると考えてよいか。

2. インターネット等を通じた医薬品販売の在り方

(1) インターネット販売等における責任の所在

- 各店舗が業務手順を定め公開するとともに、販売概況を公開することによって、不測の事態が生じた際にもその責任の所在や過失の有無の検証が可能になるとしているが、どうか。
- インターネット販売等において、場を提供している者にはどのような責務があると考えるか。

(2) 個人認証

- インターネット販売等における個人認証について、どのように考えるか。
- 現状、インターネット販売等においてどのような認証が行われているのか。

(3) インターネット販売等における情報提供・相談対応

- 現在行われているインターネット販売等において、どのような履歴を取っているのか。
- インターネット等において、購入者側と販売業者側との間で、双方のコミュニケーションは可能なのか。
特に、販売者側が行う情報提供の内容を購入者側がどの程度理解しているかを確認するためには、具体的にどのような方法（情報の内容）が考えられるか。

- インターネット等によって医薬品を販売する場合、購入した医薬品に関するその後の相談対応はどのように行われるのか。
- 購入者からの副作用に関する報告はどのように受けるのか。また、報告を受けた場合、どのように対処するのか。
- 専門家が情報提供等を行っていることを購入者はどのように確認できるのか。

(4) 年齢・使用対象者等が限定されている医薬品の販売

- 使用対象年齢が限定されている医薬品をインターネット等により販売する場合、どのような方法が考えられるか。
- 妊婦への使用を避けるべき等、使用対象者が限定されている医薬品をインターネット等により販売する場合、どのような方法が考えられるか。
- インターネット販売等は、安易な購入や不適正な使用につながり、また、悪用されやすいとの指摘があるが、どうか。
- インターネット販売等による過剰購入、大量購入をどのように抑止していくのか。